

後継者育成奨励金の対象が拡がりました!

～美波町産業振興条例施行規則の一部改正～

平成30年11月1日より後継者育成奨励金について下記のとおり一部改正しました。後継者育成奨励金は、住民が地域産業従事者の後継者になった場合に一人につき5万円奨励金が支給される制度です。ただし、申請書に加え農林業者は農業協同組合または森林組合、漁業者は漁業協同組合、商工業者は商工会の推薦書が必要です。

後継者育成奨励金(変更点)

【改正前】

○申請対象者

1. 後継者は、学校卒業後10年以内の者とする。
ただしJターン、1ターンしての後継者は満40歳以下(申請時)の者とする。
2. 申請は、事実発生の日から2年以内に行うものとし、認定及び支給は後継者となった日から1年以上経過した後とし、同一人につき支給は1回限りとする。
3. 地域産業に従事する日数(商工業者の後継者については家業に従事する日数)が年間100日以上であり、その状態が今後も引き続くと認められる者でなければならない。



【改正後】

○申請対象者

1. 後継者は、**満45歳未満(申請時)の者とする。**
2. 申請は、事実発生の日から2年以内に行うものとし、認定及び支給は後継者となった日から1年以上経過した後とし、同一人につき支給は1回限りとする。
3. 地域産業に従事する日数(商工業者の後継者については家業に従事する日数)が年間100日以上であり、その状態が今後も引き続くと認められる者でなければならない。

もうかる農業塾 ～オクラ・なのはな編～



初心者大歓迎!

◇開催スケジュール

	課 目	開催日場所	内 容
第3回	農業機械実習	1月23日(水) 13:30～15:00 JAかいふ南部経済センター	機械を安全に正しく使うため 機械作業を学びます。
第4回	なのはな 「束詰め」	2月中を予定	なのはなの出荷に欠かせない 「束詰め」の技術を学びます。
第5回	オクラ 「トンネル栽培」	3月中を予定	高収入を得るのに欠かせない トンネル栽培技術を学びます。

※開催スケジュールは都合により変更する場合があります。

例えばこんな方…

- ・お孫さんのために少額稼ぎたい!
- ・年金だけでは不安…。
- ・定年退職後、何か新しいことを始めたい!

【申込先】 JAかいふ南部経済センター ☎73-1947
美波農業支援センター ☎74-7404

